

○姫路市消費生活条例施行規則

平成19年3月28日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市消費生活条例（平成19年姫路市条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(欠陥商品等に係る立証の期限)

第2条 条例第10条第2項の規定による立証の要求は、期限を定めて行うものとする。

2 市長は、事業者から前項の規定により定められた期限までに立証することが困難である旨の申出があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

(勧告書)

第3条 条例第12条による勧告は勧告書（様式第1号）を、条例第20条による勧告は勧告書（様式第2号）をそれぞれ交付することにより行うものとする。

(欠陥商品等に対する緊急の措置)

第4条 条例第13条の規定による公表は、姫路市公告式条例（昭和25年姫路市条例第29号）第2条第2項に定める掲示場における掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 市長は、条例第13条の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る商品又は役務を提供した事業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(あっせん等)

第5条 市長は、消費者からの苦情相談について、条例第21条第2項の規定により姫路市消費生活審議会（以下「審議会」という。）によるあっせん又は調停（以下「あっせん等」という。）に付するときは、その旨を当該苦情相談の申出を行った者及びその相手方である事業者（以下「紛争当事者」という。）に通知するものとする。

2 審議会は、あっせん等により紛争当事者間に合意が成立したときは、当該あっせん等を終了するものとする。

3 審議会は、あっせん等によっては紛争の解決の見込みがないと認めるとき、又は紛争当事者が訴訟を提起したときは、当該あっせん等を打ち切ることができる。

4 審議会は、前2項の規定によりあっせん等を終了し、又は打ち切ったときは、その経過及び結果を市長に報告するものとする。

(市長への申出)

第6条 条例第24条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 申出を行う者の氏名及び住所
- (2) 申出に係る消費生活上の支障の内容
- (3) 求める措置の内容
- (4) その他参考となる事項

(身分証明書)

第7条 条例第27条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(公表)

第8条 第4条第1項の規定は、条例第28条第1項の規定による公表について準用する。

(審議会の会長等)

第9条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、市民局市民参画部市民総合相談室において処理する。

(審議会の運営)

第12条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 姫路市消費者保護条例施行規則（昭和50年姫路市規則第2号）

(2) 姫路市消費生活センター条例施行規則（昭和50年姫路市規則第22号）

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号

年 月 日

様

姫路市長

印

勧告書

あなたは、姫路市消費生活条例第 9 条の規定に違反して消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品又は役務（以下「欠陥商品等」という。）を消費者に供給していると認められますので、第 1 2 条の規定により、下記のとおり措置を講ずるよう勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第 2 8 条の規定により、その旨を公表することがあります。

記

- 1 欠陥商品等に該当すると認められる商品又は役務の名称
- 2 欠陥商品等に該当すると認められる理由
- 3 措置の内容
- 4 履行期限 年 月 日

第 号

年 月 日

様

姫路市長

印

勧告書

あなたは、姫路市消費生活条例第18条の規定に違反して不当な取引行為を行っていると考えられますので、同条例第20条の規定により、下記のとおり是正措置を講ずるよう勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第28条の規定により、その旨を公表することがあります。

記

- 1 不当な取引行為の内容
- 2 不当な取引行為を行っていると考えられる理由
- 3 是正措置の内容
- 4 履行期限 年 月 日

様式第 3 号（第 7 条関係）

(表)

	写真貼付		身分証明書
	契	印	
	3×3 センチ メートル		
			第 号
職名			
氏名			
年 月 日生			
上記の者は、姫路市消費生活条例（平成 1 9 年姫路市条例第 8 号）第 2 7 条の規定により立入調査を行 う職員であることを証明する。			
年 月 日交付			
姫路市長			印

(裏)

姫路市消費生活条例(抜すい)	
(立入調査)	
第 2 7 条 市長は、調査等のために必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業所その他そ の事業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させるこ とができる。	
2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求 があったときは、これを提示しなければならない。	
3 略	